別紙１

最優先交渉権者協議要領

* + 1. 最優先交渉権者となった者は、実施要領に記載された参加資格要件に関する以下の資料を遅滞なく提出する。
       1. 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
       2. 受注実績を証明する契約書の写し
       3. 暴力団関係者排除に係る誓約書
    2. 大牟田市と最優先交渉権者は、誠意をもって協議を行い、以下の書類の案を作成する。
       1. 業務に関する仕様書
       2. 業務に関する契約書
       3. その他契約書に必要な図書類
    3. 最優先交渉権者は、前項に基づく見積書を大牟田市に提出する。
    4. 協議の期間は、令和5年3月末日までとする。
    5. 協議が合意に達しない場合は、大牟田市は最優先交渉権者に文書をもって協議の終了を通知する。
    6. 最優先交渉権者は、契約までの間、契約候補者となることを辞退することができる。その場合は、大牟田市に理由を明記した文書をもって通知する。
    7. 最優先交渉権者は、この協議に際し発生する費用を大牟田市に請求できないものとする。また、協議が不成立となった場合、一切の申し立てができないものとする。